

戦略協議会等の設置について

平成 25 年 10 月 11 日
総合科学技術会議
重要課題専門調査会

1. 戦略協議会の設置について

重要課題専門調査会（以下「当専門調査会」という。）では、第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定。以下「基本計画」と言う。）に掲げられる重要な課題のフォローアップを行うほか、平成 26 年度科学技術重要施策アクションプランで特定された施策の推進のためのフォローアップ等を行う。については、各課題分野について詳細な調査・検討等を行うため、科学技術イノベーション総合戦略（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）第 2 章で提示された分野を踏まえ、基本計画に基づき[※]、当専門調査会の下に戦略協議会を設置する。

※第 4 期科学技術基本計画より抜粋

国は、産学官の幅広い参画を得て、国が定める重要課題毎に戦略協議会を創設し、ここでの検討を踏まえて、それぞれの重要課題に対応した戦略を策定する。また、戦略協議会において、これらの戦略に基づく取組を推進する。

2. ワーキンググループの設置について

上記の詳細な調査・検討等を行うに当たり、各分野における専門性に鑑み、戦略協議会にワーキンググループ（以下「WG」と言う。）を設置することができる。WG は必要に応じ分野共通の事項も扱うことができる。

3. 議決

戦略協議会は、その定めるところにより、WG の議決をもって戦略協議会の議決とすることができる。

4. 検討体制

別紙のとおり。

5. 公開

原則として公開で行う。

6. 戦略協議会及びWGの庶務

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。

以 上